# **文書及び写真等による被災状況の記録について**

被害箇所を隅々まで撮影して保管しておいてください。

被災写真及び記録は、被災状況の確認、復旧事業としての要件、復旧範囲、復旧工法の適否の判断資料として重要なものとなります。

■**文書**による記録のポイント

文書では被災の発生原因や、被災箇所の破損状況などを詳細に記録する。

■**写真撮影**のポイント

・全ての被災箇所（全景・近接）を撮影するとともに、平面図、立面図へ記載する（写真に番号を振るなどして、図面上と一致させること）。

・撮影年月日を表示する。

・メジャー等を添えるなどしてその大きさ・数量が分かるようにする（メジャー等の数値が判読できるようにする）。

・被災の状況が明確に分かるようにする。

（例：屋根に被害を受けている場合、ブルーシートを一度撤去し、被害の範囲が明確に分かる状況を撮影）

・一見すると同じような被災状況でも、必ず全ての被災状況の写真を撮る（100枚ガラスが割れていれば、100枚分写真をとる）。

・撮影延長が長くなる場合は継ぎ写真（起点終点が分かること）とする。

・近接写真はその場所が分かるよう遠景写真も撮影する。

・ピンぼけや被災箇所の撮影欠如がないようにする。

■壁、床、天井のクラックや壁、天井のクロスの損・傷

・長さや面積が確認できるよう、メジャー等を一緒に写し込む。

■壁、床、天井のタイルや瓦やガラスの割れ

・割れたタイル等について、外した状態では被災によるものとの確認が困難であり、可能であれば取り外す前を撮影いただくことが望ましい。

■照明等の破損

・破損箇所全ての撮影。

■浸水被害

・床上浸水等でフローリングが反り返った場合、反り返りが分かるよう平行な物差し等と一緒に写真を撮るとともに、反り返ったフローリングの一部を保存する（現場保存もしくはサンプル程度を保存する）。

■壁等の傾き

・被災箇所と一緒に当該箇所における水平器、水準器等の数値を写し込む等、傾きの角度が分かるもの。